

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：神崎町

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	101.53%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.79%
全職員	84.64%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(１) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	97.45%
本庁課長補佐相当職	93.32%
本庁係長相当職	97.49%

(２) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	94.18%
26～30年	91.65%
21～25年	87.6%
16～20年	88.53%
11～15年	93.76%
6～10年	94.86%
1～5年	102.08%

【説明欄】

- ・ ２．（１）役職段階別差異において、本庁部局長・次長相当職区分には職員がいないため、「—」と記載する。
- ・ ２．（２）勤続年数別差異において、36年以上には女性職員がいないため、「—」と記載する。

＊ 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表となる年までの年度単位で算出している。